

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 29. 3. 17 第 193 回国会第 7 号

3 月 17 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 厚生労働関係の基本施策に関する件

・塩崎厚生労働大臣、豊田内閣府大臣政務官、樋口文部科学大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官、藤井国土交通大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本年金機構副理事長

清水 美智夫君

（質疑者及び主な質疑内容）

柚木道義君（民進）

- ・補助金の不正受給が疑われる場合、補助金適正化法上、一般的にどのような対応が行われるのか。
- ・学校法人森友学園をめぐる補助金の不正受給の疑惑に対する現時点での認識、今後の対応方針について、国土交通省、文部科学省、内閣府の見解を伺いたい。
- ・高等森友学園保育園では虐待が疑われるような行為があるとの指摘もあり、園長の交代を含め、児童福祉法に基づく改善命令等を検討すべきではないか。

井坂信彦君（民進）

- ・高等森友学園保育園では開園時間が事前の説明と大幅に異なっていたとの指摘もあるが、この場合は保育所運営基準違反となり得るのか。
- ・時間外労働の上限規制に関する労使合意において繁忙期の上限時間を 1 ヶ月 100 時間未満等とすることを、過労死した労働者の遺族が厳しく批判しているが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・働き方改革の実行計画の取りまとめに当たっては、働き方改革実現会議において過労死した労働者の遺族の意見を聴取する機会を設けるべきではないか。

谷川とむ君（自民）

- ・生活保護の申請から開始までの期間が短いと、十分に調査することが困難なため、保護決定を申請時の資産でのみ判断していると聞くと、厚生労働省はどの程度実態を把握し、今後どのような対策を行っていくのか。
- ・生活保護の申請者の扶養義務者の有無についてどの程度調査し、アプローチしているのか。
- ・ケースワーカー 1 人当たりの生活保護受給世帯の担当数とケースワーカーの質の向上や人数の増加の必要性につ

いて、厚生労働省に伺いたい。

大西健介君（民進）

- ・学校法人加計学園による獣医学部の新設に関して陳情を受けたことがあるか、厚生労働大臣に伺いたい。
- ・労働契約法に基づく無期転換ルールの適用を避けるために更新回数を一方的に設けることは許されないことを周知するよう通達を出すべきではないか。
- ・日本年金機構において無期転換ルールの適用を回避するための雇止めが行われないよう適切に対応すべきではないか。

河野正美君（維新）

- ・群馬大学医学部附属病院における腹腔鏡手術後の患者死亡事故の背景や対応策をどのように考えているのか、文部科学省及び厚生労働省に伺いたい。
- ・献体を用いる手術手技のトレーニングであるカダバートレーニングについて、これまでの取組及び現状認識を厚生労働省に伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・国は子宮頸がん予防ワクチン接種と接種後の健康被害との因果関係はないと結論付けたのか。
- ・薬害オンブズパースン会議が平成 28 年 11 月 2 日に提出した『子宮頸がん予防ワクチンに関する意見交換会』に関する質問書を厚生労働大臣は承知しているか。
- ・世界保健機関ワクチンの安全性に関する専門委員会委員長と厚生労働省との間で、あらかじめ子宮頸がん予防ワクチンが安全と議論されるよう協議していたと疑われている件について、事実関係を調査して本委員会に報告すべきではないか。

2 臨床研究法案（内閣提出、第190回国会閣法第56号）

- ・提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
- ・塩崎厚生労働大臣、古屋厚生労働副大臣、馬場厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・とかしきなおみ君外2名（自民、公明、維新）提出の修正案について、提出者とかしきなおみ君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成—自民、民進、公明、共産、維新）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民進、公明、共産、維新）
- ・とかしきなおみ君外2名（自民、民進、公明）から提出された附帯決議案について、郡和子君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民進、公明、共産 反対—維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

郡 和子君（民進）

- ・本法律案に基づく臨床研究の実施基準に、被験者の人権保護、安全保持及び研究の信頼性の確保の原則を、医薬品医療機器法に基づくGCP省令と同様に規定すべきではないか。
- ・未承認の医薬品の臨床試験の製造基準であるGMPとその前提となる非臨床試験の安全性基準であるGLPへの準拠を、本法律案に基づく臨床研究の実施基準に明確に規定すべきではないか。
- ・認定臨床研究審査委員会の審査における製薬企業からの資金提供を通じた利益相反関係を排除する仕組みの検討状況について伺いたい。

中 島 克 仁君（民進）

- ・ノバルティスファーマ株式会社の高血圧症治療薬ディオバンに係る臨床研究の不適正事案に対する無罪判決が東京地裁でなされたことについて、厚生労働大臣はどのように受け止めているか。
- ・臨床研究審査委員会について、欧州のように地域ごとに設置し、施設から独立させることで客観性の担保及びレベルの均等化を図るべきと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・認定取消や改善命令の対象となった特定臨床研究を、患者申出療養として別途申請して行うことは可能か、確認したい。

岡 本 充 功君（民進）

- ・臨床研究に関する製薬企業からの資金提供の時期によって、本法の規制の適否が左右されないよう省令でしつか

り定めるべきではないか。

- ・認定臨床研究審査委員会に対して支払う特定臨床研究の審査手数料が中小規模の医療機関にとって過度の負担とならないように支援策を講ずるべきではないか。
- ・特定臨床研究の実施者に対するモニタリング制度を拡充するための支援措置を講ずるべきではないか。

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・第190国会での本法律案審査の際に、厚生労働大臣は厚生労働省と製薬企業や学会との関係が不適正であってはいけない旨答弁したが、その後の努力について伺いたい。
- ・平成28年12月26日に報告された子宮頸がんワクチンの非接種者にも同様の多様な症状を呈する者が一定数存在したとした研究の目的は何か。
- ・同日の厚生科学審議会の副反応検討部会における研究報告の内容及び同部会の結論について伺いたい。

河 野 正 美君（維新）

- ・画期的な新薬でも安い費用で提供すべきという社会的な要請に応えるため、新薬開発における適正な評価と適正な費用の両立が重要と思うが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・手術・手技の臨床研究については本法律案の対象外であるが、附則の検討規定に基づく今後の検討予定を伺いたい。

本ニュースは、速報性を重視した概要版として事務局において作成しているものです。
詳細な内容については会議録を御参照ください。